

クリーニング

トラブルに注意!

No.166

衣替えの季節が過ぎ、増えると思われるクリーニング店トラブルをご紹介します。

「和服のシミ抜き」

「和服専門のクリーニング業者が呉服店で数日間クリーニングの受け付けをする」という広告を見て、十数年前に購入し、シミが2、3か所ある訪問着と袋帯を持参し、シミ抜きとクリーニングを依頼した。

業者は「シミは抜けるかやってみないと分からない」と言ったが、店員からシミ抜きとクリーニング料金として3万5千円を請求された。

後日受け取った訪問着のシミは抜けておらず、袋帯は金色が銀色に修正されていた。業者の処理に納得できないが、料金は前払いしている。諦めるしかないのだろうか。

消費生活センターより

業者は、消費者から洗濯物を預かってクリーニング処理を行い、消費者に返却し、サービスに対する料金を受け取る

ことが業務です。消費者はクリーニングサービスに納得したうえで対価(料金)を支払うこととなります。しかし通常クリーニング料金は低額であるため、前払いとなっています。

シミが抜けるかどうかやってみないとわからない、またクリーニング前に料金を請求された場合は「品物を受け取った時に料金は支払います」と言うことができず、今回は前払いで請求され支払っていますので、呉服店クリーニング業者に納得できる再処理を申し出ることができません。

「クリーニング事故賠償基準」

2年前に購入したワイシャツをクリーニング業者が紛失し、補償してくれることになった。2年前に1万円くらいで購入し、まだ充分着られる。いくら請求できるのだろうか。

消費生活センターより

クリーニング事故があった

場合、賠償の基本になるのが「クリーニング事故賠償基準」です。これはトラブル解決のための標準的な考え方として、業界のみならず全国の消費生活センター等で利用されています。損害賠償の対象は事故の生じた洗濯物自体の損害になります。賠償額の算出は、事故に遭った物品の購入価格に、物品の購入時から業者に預けたときまでの「経過月数」に対応して定められた補償割合を乗じて行います。その際、物品の「平均使用年数」を参考にします。

質問のワイシャツの平均使用年数は2年、購入は2年前なので経過月数は24ヶ月です。この場合の補償割合は40%程度、前払いのクリーニング料金を含めた額を請求できます。なお、クリーニングした品物を受け取った後6ヶ月を経過するとクリーニング業者は損害賠償の支払いを免れることになっていきますので注意が必要です。

お問い合わせは、

消費生活センター(2階)

☎(20)1101、FAX(20)16000へ。

文芸コーナー

会話

山本 明美

友人と会う

沢山の話を聞く

体調のこと

夫婦関係

家庭内のトラブル

老後のこと

近所付き合い

ペットのことなど

私は大抵

相槌を打ちながら

聞き役になる

意見 感想を求められ

答はするもの

出来事を

我が身のことと想うと

慎重になる

人にあれこれ言える程

私は自分を分かっていない

だから慎重に

精一杯の いまを話す

◎選評 斎藤正敏

会話は人が社会生活を送っていくのに大切です。ただ言葉は薬でもあり毒でもあります。慎重に言葉を選んで話す作者の生き方は賢明に思えます。

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。

●投稿は楷書でお願いします。

※詩の原稿送付先(直接選者)へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 斎藤正敏宛。

「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。

